

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事務局業務委託 質疑回答一覧

※到着順

項目	質問内容	回答
仕様書 5-2	補助希望者に対しての交付申請書等必要処理は新潟市から頂けるか。	チェックリストおよびQAを提供予定です。
仕様書 5-2	事務局にて交付要綱等に基づき審査するが、新潟市で確認はいただけるのでしょうか。	事務局にて審査のうえ、疑義あるものについては新潟市に問合せ・確認してください。
仕様書 5-3	評価を実施する者を外部有識者に依頼する場合、新潟市からも紹介をいただけますか。	本市から対象を限定した紹介の予定はありませんが、委員の選定に対する助言に応じます。 なお、委員の最終決定については事前に本市の承諾を得てください。
仕様書 5-3	採択者の選定のための評価方法は、提案項目ではあるが、想定している事項を共有頂けませんか（あまりにも方向性が違うといけないので）	交付金（環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金）の交付要綱により、本補助金は「地域を脱炭素化し、再生可能エネルギー等の導入を推進し、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出抑制目標の達成に貢献する」ことを目的としている。このことをふまえて地域脱炭素化、温室効果ガス排出抑制の貢献に寄与する観点から評価を提案、実施してください。
仕様書 5-3	（2）～（6）に記載されている『評価』については、補助メニュー②太陽光（営農型）の申請に対する評価という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
参加申請書	当社は新潟市内に本社や支社、営業所等を置いていないため、新潟市税に関する納税証明書が取得できませんが、参加申請書提出の際に、「納税証明書（新潟市制度用）」は提出しなくても構わないでしょうか。	新潟市に納税義務がないため、提出不要です。
仕様書P2 5-1 (4)	通話無料のフリーダイヤルは採用しない、とございますが、新潟市外局番の獲得は必須でしょうか。	必須ではありません。
仕様書P2 5	本業務は、補助金を事務局で振込まで行うという事で相違ございませんでしょうか。 補助金総額については、概算払いは可能でしょうか、もしくは一旦事務局負担となりますでしょうか。	振込は新潟市で行います。 このため、補助金の概算払いや事務局による一旦負担は生じません。
仕様書P3 5-2 (5)	ZEB化メニューについては、条件が「地中熱」を優先と拝見しました。 上記以外の条件は無いという認識で相違ございませんでしょうか。	よろしいです。 ただし、地中熱利用設備を採用したZEB化の申請が複数あった場合で、かつ予算上限を超過した場合、申請書類に大きな不備がない申請の中から抽選を行ってください。
仕様書P3 5-2 (8)	チラシでございますが、二種類の内、500部の申請募集に関するチラシ内に、②の太陽光（営農型）を除く①ZEB化から⑥の地中熱利用空調を全て盛り込むという事で相違ございませんでしょうか	相違ありません。
仕様書 5-1	事務局の設定に関して完全に独立した部屋である必要はござりますでしょうか？ 支店スペースの一部を隔離して使用しても問題ないでしょうか？	完全に独立した部屋である必要はなく、一部を隔離した使用でよろしいです。
仕様書 4 (4)	申請の応募〆切や抽選となった場合の抽選日等、申請スケジュールに指定はございますでしょうか？	以下を満たしつつ、補助申請者の工事など、事業が実施可能なスケジュールでの提案をお願いします。 ・事務局開設 令和6年4月19日予定（※受付開始ではない） ・実績報告提出期限 令和7年2月28日
仕様書 5-2 (8)	本事業の周知について市はどの程度行いますでしょうか？受託者が実施する周知以外について開始時期や方法を教えてください。 また、受付数が想定を満たない場合、受託業者が仕様書で想定されている件数や金額に達するまで広報活動を続ける必要はありますでしょうか？	本市では以下の周知を予定しています。 ・新潟市ホームページで掲載 ・市公式LINEで告知 ・公共施設へチラシ配布 なお、募集が想定金額に満たない場合、引き続き積極的な広報活動をお願いします。
実施要項1ページ注意事項	国の交付決定内容により、委託内容と金額が変更になる可能性があるとのことだが、内容が増えることもあるのか？ある場合は増える場合の内容と金額の例をお示しいただきたい。	予算上限金額が増えることは想定していません。 ただし、もし予算上限額が増えた場合、受付件数を増やすため、委託金額の変更協議をする場合があります。
実施要項1ページ注意事項	国の交付決定の内容により、委託内容と金額が変更になる可能性があるとのことだが、交付金額が少なく内容が減る場合、最小でどの程度の内容でどの程度金額での実施をお考えか示していただきたい。	これまでの事例から、予算上限額が仕様書の6割程度に削減される可能性があります。この場合1件あたりの交付上限額はそのままで、実施件数が少くなるため、委託金額の変更協議をする場合があります。
実施要領4ページ9(2)	書類審査を実施し、必要に応じてヒアリングはあるが、ここでのヒアリングとは電話等でのヒアリングでありプレゼンテーションの場が別途設けられるものではないという理解でよいでしょうか？	よろしいです。
仕様書 5-2 (1)	要綱確定は4月頃とありますが、4月何日頃に確定するご予定でしょうか？	4月12日を目指としています。 それ以前に確定した場合は速やかに提示します。
仕様書 5-2 (5)	「①ZEB化」は短期間の募集期間を設けることがあります、現時点で想定されている募集開始時期（●月頃開始）や募集期間の設定（●週間や●ヶ月など）はどのようなお考えでしょうか？	募集開始はZEB化以外の申請受付と同時で、最長で2週間の期間を想定しています。なお募集期間がZEB化事業に支障がでるおそれがある場合、2週間より短くすることもあると考えています。
仕様書 5-2 (8)	前述の質問である市側でおこなわれる周知活動の内容とも関連いたしますが、チラシについて市に納入する数量以上に作成し受託者がチラシを用いて広報活動をおこなうのは問題ないでしょうか？	問題ありません。

仕様書 5-3 (2)	外部有識者に対する旅費及び謝金について、1人あたり1回税等込み1万円とあるが、この金額は規定として変更できないか？（変更できるのであれば、変更できる幅をお示しいただきたい。）	増額変更是可能ですが、新潟市謝礼基準を上限とし、かつ本業務の委託料に含むものとしてください。 また交通費は、市内は支給なし、市外は実費として、本業務の委託料に含めてください。																				
		(参考:新潟市謝礼基準) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>医師</td><td>15,700円</td></tr> <tr><td>大学教授・弁護士・裁判官</td><td>14,600円</td></tr> <tr><td>官公署の幹部職員(部長級以上)相当</td><td></td></tr> <tr><td>民間団体の幹部職員(部長級以上)</td><td></td></tr> <tr><td>大学准教授・講師</td><td>12,600円</td></tr> <tr><td>民間団体の幹部職員以外の職員</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>官公署の幹部職員(課長級以上)相当</td><td></td></tr> <tr><td>小・中・高等学校の教諭</td><td></td></tr> <tr><td>官公署の幹部職員以外の職員</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>公共団体附属機関の委員、高度な専門技術者</td><td></td></tr> </table>	医師	15,700円	大学教授・弁護士・裁判官	14,600円	官公署の幹部職員(部長級以上)相当		民間団体の幹部職員(部長級以上)		大学准教授・講師	12,600円	民間団体の幹部職員以外の職員	9,000円	官公署の幹部職員(課長級以上)相当		小・中・高等学校の教諭		官公署の幹部職員以外の職員	7,600円	公共団体附属機関の委員、高度な専門技術者	
医師	15,700円																					
大学教授・弁護士・裁判官	14,600円																					
官公署の幹部職員(部長級以上)相当																						
民間団体の幹部職員(部長級以上)																						
大学准教授・講師	12,600円																					
民間団体の幹部職員以外の職員	9,000円																					
官公署の幹部職員(課長級以上)相当																						
小・中・高等学校の教諭																						
官公署の幹部職員以外の職員	7,600円																					
公共団体附属機関の委員、高度な専門技術者																						
仕様書 5-3 (2)	外部有識者に対する旅費及び謝金について、1人あたり1回税等込み1万円とあるが、この評価の実施にあたり、電子的な手法を用いた遠隔での評価は可能か？	可能です。																				
実施要項5 スケジュール	契約協議・契約の締結について、国からの内示後である4月上旬以降とありますが、現時点での協議および契約締結の見込日付または希望スケジュールを教えてください。	下記を予定スケジュールとしています。 ①国内示 4月3日 ②契約締結 4月8日																				
その他	業務委託費の請求・支払について、どのような方法で処理することをお考えですか？（時期・回数・必要書類など）	請求は、年度末に本業務終了後、報告書を提出し本市の検収・検査を受けた後に行ってください。 支払は検査後に契約額を一括で支払うため、4月または5月になります。 必要書類は仕様書の「7 報告書」に記載の通りとします。																				
仕様書 5-1 (5) ③	事業申請のサポートとあるが、回答範囲は申請手続きに関わることや条件に関わることが中心と認識しているが、その理解でよろしかったでしょうか？また、太陽光（営農型）は企画提案型の申請ですが、この補助メニューにおける問合せの回答範囲も上記内容の範囲であって、太陽光による効果・変化等、手続き以外の農業に関することは提案内容に関わるので回答しなくてよいという理解でよいでしょうか？	よろしいです。																				
仕様書 4補助事業の概要 (2) 補助メニュー	それぞれの補助メニューの1件の審査工数(時間等)ございましたら、ご教授お願いいたします。	本市では想定時間を把握しておりません。																				
仕様書 5-1 事務局設置 に関する事項 (3) 設備場所及び 施設	・本市と連絡調整が円滑に実施できる条件で、受託者の定める一定の場所で実施すること。 ・個人情報の保護に係る措置を行うこと。 ・開設場所は受託者が確保すること とありますが、こちらはシェアード(別案件兼任の場所)での履行は可能でしょうか。専用の隔離されたスペースでの履行になりますでしょうか。	条件を満たせばシェアードでの実施でもよろしいです。専用の隔離スペースでの履行は必要ありません。																				
仕様書 5-1 事務局設置 に関する事項 (4) 設備等	①・コールセンターの業務は基本的に申請者の問い合わせ対応でよろしかったでしょうか。 ②・コールセンターでの平均通話時間、1日の受電件数、求められる応答率等ございましたらご教授お願いいたします。 ③・また2回線以上取得と記載ございますが、平日9:00-17:00の間、常時2回線は開線状態という認識でしょうか。	①よろしいです。 ②本市では把握していません。 ③そのとおりです。平日の営業時間に同時に2人までの問合せに対応することを想定しています。																				
仕様書 5-1 事務局設置 に関する事項 (5) 人員配置	統括責任者、業務リーダー、業務従事者は別案件と兼任可能でしょうか。	可能です。																				
仕様書 5-3 採択者の評価 に関する事項(2)	こちらの選定委員の人数の指定はございますでしょうか。	特に指定はありません。 なお、評価が同点の際に多数決で決定できるよう、3人以上の奇数人数でお願いします。																				